

地域サロン事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、隣近所の高齢者・障害者（児）・児童・乳児をはじめ、住民の誰もが気軽にいつでも寄り合え、お互いが生活の張りを持ち合えるような場づくりを通して、地域での孤立予防や日頃の見守り・支え合い活動へと展開させていくことをめざして実施することを目的とする。

(実施主体及び運営主体)

第2条 この事業は、東広島市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）の指定事業として実施し、地区社会福祉協議会、町内会または住民の自主グループが運営するサロン（以下「サロン」という。）で市社協が認めたものとする。

(事業実施における留意事項)

第3条 指定されたサロンは、地域の実情に応じて、地域住民が主体的に参画できるようなサロン活動を企画実施するため、次のことに留意する。

- (1) サロンは、隣近所単位を目安に、少人数で立ち上げを行う。
- (2) サロンは、地域の集会所に限らず、人の集まりやすい神社、個人宅、空き家、屋外などで、季節・天候に応じてさまざまなスタイルのサロンを考える。
- (3) サロンの名称は、地域の特性を活かして親しみやすいものにし、活動内容は定期的に「サロン通信」等でPRする。
- (4) サロンは、近隣住民の誰もが参加できるものとし、特に高齢者中心のサロンでは、子どもが参加した世代間交流など、次世代との関わりができるよう工夫する。
- (5) サロンには、いつでも立ち寄れるよう、月1回以上を目指して実施する。
- (6) サロン世話人（ボランティア）は、他の参加者と一緒に活動内容を企画する。
- (7) サロン活動を通して把握したニーズ（要望）は、必要な活動やサービスに結びつける。
- (8) サロンに係わる経費は、サロン活動関係者がそれぞれ負担する。

(サロンへの援助)

第4条 市社協は、この事業の円滑かつ効果的な推進を図るため、サロンへの積極的な支援と援助を行う。

(経費の助成金の交付)

第5条 市社協は、サロンに対してこの事業に要する経費を助成する。その内容については別途事業ごとの要領に定める。

(助成金の交付申請)

第6条 申請しようとする地区社協または住民グループは、助成金申請書（別紙様式1）に必要な事項を記入し、市社協へ提出する。

(助成金の交付決定)

第7条 市社協は、前項の規定により申請があった場合は内容を審査し、承認したものについては決定通知書（別紙様式2）により通知する。

(助成金交付の請求)

第8条 助成金交付決定を受けた地区社協または住民グループは、助成金交付請求書（別紙様式3）を市社協に提出する。

(事業の実施報告)

第9条 助成金交付決定を受けた地区社協または住民グループは、当該年度の活動報告書（別紙様式4（例））を翌年度の5月末までに市社協に提出する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日より施行する。

この要綱は、平成29年4月1日より施行する。

「高齢者地域サロン」事業助成金要領

(目的)

第1条 この要領は、在宅高齢者の生活を地域で支え合うための場をつくり、その活動を通してお互いが安心して暮らせるまちづくりを推進するために実施することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は「高齢者地域サロン」(以下「サロン」という。)を実施する地区社会福祉協議会、町内会または住民の自主グループで市社協が認めたものとする。

(実施方法)

第3条 概ねに次のような活動の組合せによって実施する。(原則として月1回以上)

- (1) 健康づくり(健康体操・軽スポーツ・健康講演会・健康チェック等)
- (2) 生きがいづくり(俳句・歌・折り紙等の趣味活動・各種ゲーム等)
- (3) 仲間づくり(食事会・おしゃべり会・季節の行事等)
- (4) 学習活動(福祉・ボランティア等の講演会等)
- (5) ふれあい活動(児童との交流会・外出、訪問活動)
- (6) その他、目的達成のために必要な活動

(地域サロンの設置条件)

第4条 新たに地域サロンを設置する場合は、地域の高齢者が気軽に集えるよう原則として自治会等ごとに設置するものとする。ただし、地理的条件及び地域の実情等により、自治会等単位で設置することが地域サロンの目的を達成するために適当でないと認められるときは、自治会等より小さい単位または複数の自治会等にまたがって地域サロンを設置することができるものとする。

(地域サロンの構成人数)

第5条 各地域サロンの構成人数は、概ね10人以上とする。

(助成金の交付)

第6条 各サロンが実施する活動に対しては、次のとおり助成する。

ただし、年度中途の新規申請は12月までとする。

- (1) 新規立ち上げサロンには準備資金として、1ヶ所あたり30,000円を上限とし助成する。
- (2) 次年度以降サロンの実施回数ごとに次により助成する。
 - ア 年間10回以上実施しているサロン(1ヶ所あたり 上限額 15,000円)
 - イ 年間7~9回実施しているサロン(1ヶ所あたり 上限額 10,000円)
 - ウ 年間6回以下実施しているサロン(1ヶ所あたり 上限額 5,000円)なお、継続は8人以上の参加者を目途とする。

(参加費)

第7条 サロンの実施に係る必要経費の一部として参加者より参加費を徴収してもかまわない。ただし、参加費の額については無理のない範囲で徴収するものとする。

(活動記録)

第8条 サロン実施日ごとの参加状況等は記録を残すこととする。

(事故等への対応)

第9条 サロン実施中の事故等への対応は、保険に加入する。

(サロンの休止・廃止・再開)

第10条 サロンを休止又は廃止する場合は、別紙様式の届出を行うものとする。

この場合、原則、休止又は廃止した地域において再びサロン申請を行う場合は、新規申請ではなく、継続申請として取り扱うものとする。

- (1) 休止から再開する場合は、再開届の提出を行う。その場合に限り助成金は再開から年度末までの回数に応じ、第6条及び2項を適用する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日より施行する。

この要綱は、平成29年4月1日より施行する。

別紙様式

「サロン活動」 休止・廃止・再開 届出書

平成 年 月 日

社会福祉法人
東広島市社会福祉協議会会長 様

サロン 名 _____

住 所 東広島市 _____

代表者氏名 _____

「サロン活動の」 休止・廃止・再開 について、次のとおり届出いたします。

1. サロン事業の 休止・廃止・再開 をいたします。
2. サロン事業の 休止・廃止・再開 は下記の通りです。

平成 年 月 より

※ 休止・廃止・再開 の該当個所に ○ を付けてください。

「当事者支援型地域サロン」事業助成金要領

(目的)

第1条 この要領は、障害者(児)や子育て中の若い母親・乳児の生活を地域で支え合うための場をつくり、その活動を通してお互いが安心して暮らせるまちづくりを推進するために実施することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、「子育て支援型地域サロン」「障害者(児)サロン」(以下「サロン」という。)を実施する地区社会福祉協議会、または団体などで、市社協が認めたものとする。

(実施方法)

第3条 乳児・幼児と保護者、障害者(児)と保護者などが中心となって、自らが主体的・計画的に運営できるスタイルのサロンを実施する。

(助成金の交付)

第4条 各サロンが実施する活動に対し助成内容は、「高齢者地域サロン」に準じて行うこととする。

(参加費)

第5条 サロンの実施に係る必要経費の一部として参加者より参加費を徴収してもかまわない。ただし、参加費の額については無理のない範囲で徴収するものとする。

(活動記録)

第6条 サロン実施日ごとの参加状況等は記録を残すこととする。

(事故等への対応)

第7条 サロン実施中の事故等への対応は、保険に加入する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日より施行する。

「子ども参加型地域サロン」事業助成金要領

(目的)

第1条 この要領は、既存の「高齢者地域サロン」に子どもが参加して、世代間交流を促すことによりサロン活動の活性化と地区社協活動の促進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は「地域サロン」を実施している地区社協、または実施しようとする地区社協で市社協が認めたものとする。

(実施方法)

第3条 「高齢者地域サロン」を実施している地区社協または実施しようとする地区社協が、個々の「地域サロン」と協力して次のような形態で実施する。

- (1) 幼児や児童などが、土曜日や日曜日に現行の「高齢者地域サロン」に参加する。
- (2) 幼児や児童などが、夏休みなどの長期休暇期間に現行の「高齢者地域サロン」に参加する。

(助成金の交付)

第4条 当該の「高齢者地域サロン」に10,000円を上限に加算して助成する。

(参加費)

第5条 サロンの実施に係る必要経費の一部として参加者より参加費を徴収してもかまわない。ただし、参加費の額については無理のない範囲で徴収するものとする。

(活動記録)

第6条 サロン実施日ごとの参加状況等は記録を残すこととする。

(事故等への対応)

第7条 サロン実施中の事故等への対応は、保険に加入する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日より施行する。

この要領は、平成29年3月31日をもって廃止する。

「子ども参加型地域サロン」事業助成金要領を廃止する要領

「子ども参加型地域サロン」事業助成金要領（平成17年4月1日施行）は廃止する。

附 則

この要領は、平成29年3月31日から施行する。